

動物愛護事業参加ボランティアの活動に関する取扱要領

1 目的

動物愛護に関する事業の推進に熱意と識見を持つ地域ボランティア（以下「ボランティア」という。）の能力を最大に活用し、（公財）福岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）における動物愛護啓発活動の円滑かつ効率的な推進を目的とする。

2 ボランティアが行う主な協力活動の内容

(1) 子犬の譲渡会部門

- ア 飼い主診断表のチェック及びカウンセリング
- イ 譲渡子犬のシャンプー及びグルーミング（ブラッシング、爪切り等）
- ウ 犬の飼育、健康管理、しつけ等に関する指導及びアドバイス

(2) 犬のしつけ方教室部門

- ア 犬のハンドリング方法の実演
- イ ハンドリング等のアドバイス（実技編におけるアシスタント）
- ウ 犬の飼育、しつけ、問題行動等に関する指導及びアドバイス

(3) 獣医療部門

- ア 譲渡動物の不妊・去勢手術
- イ 動物の健康診断等

(4) 日常のお世話部門

お散歩 食事 しつけ及び社会化 シャンプー トリミング

(5) 犬、猫の一時預かり育成部門

授乳等の飼育管理、しつけ、社会化

(6) その他

(1)～(5)以外でセンターの要請に応じた協力

3 ボランティア登録

(1) ボランティア登録の手続き

センターの動物愛護啓発事業に参加を希望するボランティアは、新規ボランティア研修会を受講後、ボランティア申込書を提出する。センターは面談を行い、登録可と判断した場合は、同意書の提出を受けた後、ボランティアとして登録する。

なお、登録の期限は登録した年度の3月31日とし、継続して登録を希望するものは3月31日までにボランティア申込書を提出するものとし、センターは新規登録と同様に処理することとする。

(2) 同伴犬の取扱い

犬を同伴して活動に参加を希望するボランティアは、同伴する犬のプロフィール表（別途定める）をセンターへ提出する。

センターはボランティア同伴犬健康・性格チェックシートにより同伴犬の健康チ

ェック、スキルテストを行うとともに、人や犬に対する反応や、しつけ方教室等の会場内での待機状態をチェックし、「同伴可」と判断されたときは、ボランティア同伴犬として参加を認める。

また、犬がボランティア同伴犬としての適性は認められるものの更に訓練が必要と判断された場合は、一定期間経過後に再度テスト及びチェックを行う。

その結果、犬を会場に慣らすため入室させる時は事前にセンターがその適否を判断する。

(3) ボランティア名簿

センターはボランティア申込書の記載内容に基づき、ボランティア名簿を作成する。

4 ボランティア活動参加のルール及び手順

ボランティアが活動に参加する場合のルール及び手順は以下のとおりとする。

(1) 出欠の連絡

活動に参加するボランティア（以下「参加ボランティア」という。）は、各活動の前日までに個人又は代表者を通じ、参加予定者名を電話又はFAX等でセンターに連絡する。

(2) 時間の厳守

参加ボランティアは活動当日指定された時間にセンター（又は会場）へ集合する。なお、所用で参加できなくなった場合や遅刻する場合はセンターへ速やかに連絡する。

また、犬同伴参加者は犬の休憩、給水、排泄運動等犬の生理や負担の軽減を考慮して集合する。

(3) 事業（活動）前の打合せ

参加ボランティアは事業の実施前にその内容や役割、注意事項等について、業務課長と打ち合わせを行う。

(4) 事業の実施

参加ボランティアは、業務課長の指示のもとで各事業に従事する。

(5) 事業終了後の反省会

参加ボランティアは事業終了後、業務課長と意見交換を兼ねた反省会を行う。

(6) 活動の記録

参加ボランティアは、活動の記録表に、その内容を記入する。

また、参加ボランティアが複数の場合は連名により作成しても差し支えない。

(7) 技術の研鑽等

参加ボランティアは動物愛護関係の講習会等に参加し、技術の研鑽に努める。

(8) その他

参加ボランティアは活動中、各自名札を装着し、活動に相応しい服装をする。

5 活動の記録の保管

センターはボランティアが作成した各事業の活動の記録を保管する。

6 守秘義務について

ボランティアは活動中に知り得た個人の情報や啓発事業参加者名簿等の取扱いに、十分留意するとともに、それらを外部に漏らしてはならない。

センターはボランティア申込書、ボランティア名簿等ボランティアに関する情報は協働事業のためにのみ使用することとし、その他の目的には使用しない。

センターは新規ボランティア研修会において、守秘義務の厳守を徹底する。

7 保険について

センターは、ボランティアの自宅とセンター（会場）間の移動時間や活動中の事故に対応するため、事前にボランティア傷害保険に加入する。

センターは、各ボランティアに対して個人賠償責任保険への加入を勧める。

8 事故の発生防止について

各ボランティア及びセンターは事故の発生を防止するため、細心の注意を払う。

また、不慮の事故が発生した場合は、当事者及びセンター間で協議する。

9 その他

(1) 申込書等の様式は別途定めることとする

(2) この要領によりがたい場合はボランティアと協議し、センターが定める。

附 則 この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成15年2月1日から施行する。

附 則 この要領は平成17年2月1日から施行する。

附 則 この要領は平成19年8月14日から施行する。

附 則 この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成25年8月1日から施行する。

附 則 この要領は平成26年3月1日から施行する。